

畜産農家の農業経営を支援します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や燃油及び配合飼料価格等の高騰の影響を受ける畜産農家に対し給付金を支給し、農業経営の継続を支援します。

- ① 下表の支給対象者に該当する場合、一律で**基本給付金5万円**を支給します。
- ② 実施要綱に規定する1頭羽年間配合飼料給与量に飼養頭羽数を乗じて得た重量に1トン当たり1,000円を乗じた額を、**加算給付金**として支給します。

支給対象者	次の要件の全てに該当する者 1 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に家畜を飼養している畜産農家 2 個人にあつては市内に住所を有する者、法人にあつては市内に主たる事業所を有する者（ 預託経営は対象外となります。 ） 3 令和4年3月31日までに納付期限が到来している市税等を完納している者 4 令和4年度以降も畜産経営を継続する意思がある者
支給額	1 基本給付金 5万円 2 加算給付金 実施要綱に規定する1頭羽年間配合飼料給与量に飼養頭羽数を乗じて得た重量に1トン当たり1,000円を乗じた額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、市長が別に定める額を限度とする。 （上限額は1経営体あたり50万円） ※支給回数は、1回限りです。
支給に必要な申請書類	1 畜産物等燃油・配合飼料高騰対策臨時給付金支給申請書（様式第1号） 2 家畜の飼養頭羽数が確認できる書類の写し（令和4年定期報告書） 3 市税等納付状況確認同意書（様式第2号） 4 誓約書（様式第3号） 5 その他市長が必要と認めた書類 ※様式は市のHPよりダウンロードもできます。
申請及び支給	下の窓口へ申請を行って、書類審査後に指定された口座へ振込みます。

受付期間

令和4年10月3日（月）～令和5年2月28日（火）まで

※対象者へは、個別に通知文書にて案内します。

申請窓口

市役所 畜産課（2階）、須木庁舎地域整備課、野尻庁舎地域整備課
月～金 8：30～17：15 土日・祝日を除く

支給時期

10月下旬から（予定）

■ 問合せ及び申請書送付先

小林市役所 畜産課

〒886-8501 小林市細野300番地
☎0984-23-0313